

令和5年第3回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年3月7日(火)
午前10時00分開会

午前11時10分閉会

2. 場 所 廿日市市役所7階会議室

3. 出席委員(農業委員13名)

1 番 中田 安義	2 番 木浦 紀幸	3 番 神鳥 正貴
4 番 中山 誠治	5 番 岡 真由美	6 番 古川 憲吾
8 番 梶原 安行	9 番 是佐 恵美子	10 番 山田 政則
11 番 河井 孝之	12 番 岩木 國明	13 番 沖村 弓枝
14 番 河野 義刀		

(推進委員 11名)

推進委員 登 宏太郎	推進委員 岩本 博志	推進委員 岡村 昭男
推進委員 吉田 雅子	推進委員 清水 透	推進委員 掘田 良昭
推進委員 小西 礼子	推進委員 三田 邦男	推進委員 黒田 球貴
推進委員 安井 多佳子	推進委員 松井 祥壮	

4. 欠席委員(1名)

推進委員 倉本 良夫

5. 議事録署名委員

6 番 古川 憲吾

8 番 梶原 安行

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長	齋藤 千文
次 長	比良 大助
主 事	原田 ゆみ
(佐伯支所) 専門員	中原 貴志
(吉和支所) 主任主事	平井 翔太
(大野支所) 主任主事	奥田 規之
(宮島支所) 主任主事	平岡 滋

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

- (1) 議案第 10 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
について(利用権賃借)
- (2) 議案第 11 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第 12 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (4) 議案第 13 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

《報告事項》

- (1) 報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
河野会長	会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長を務めさせていただきます。
議長	ただいまから令和 5 年第 3 回廿日市農業委員会総会を開会をいたします。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 13 名、本日の出席委員は 13 名全員でございます。在任委員の過半数の委員が出席となりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定によりまして、本総会は成立をしております。 続いて、本日の議事録署名委員を指名をいたします。廿日市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づきまして、6 番の古川委員さん、そして 8 番の梶原委員さん、ご両名をお願いを申し上げます。 それと、さきほど挨拶の中で申し遅れたのですが、木浦委員さんがどうしても日が取れない所用が入っているので、議案第 12 号だったと思うのですが、第 5 条の申請のところで、地元農業委員としての説明をされまして、退席をされますので、ご了解をしてください。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第 10 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案としますが、番号 93 番、94 番については、議席番号 6 番の古川委員さん、番号 95 番から 98 番については、議席番号 1 番の中田委員が関係する案件のため、先に番号 91 番、92 番、99 番から 112 番を審議をいたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 10 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借についてのうち、番号 91 番、92 番、99 番から 112 番について説明させていただきます。 座って説明させていただきます。 議案書は 3 ページ、6 ページから 10 ページ、位置図は 1 ページ、2 ページと 7 ページから 10 ページになります。 番号 91 番、農地の所在地は、浅原字本郷、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 2 筆の 1, 731 平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和 9 年 12 月 31 日までの賃貸借の新規設定を行うものです。

次に番号92番、農地の所在地は、玖島字下平谷、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は2筆の4,631平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和7年3月31日までの使用貸借の新規設定を行うものです。

次に番号99番、農地の所在地は、吉和字西花原、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は1筆の1,407平方メートルで、利用目的は畑でハウレンソウを栽培しております。期間は公告日から令和14年12月31日までの賃貸借の再設定を行うものです。

次に番号100番から112番は利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。

農地の所在地は吉和字半坂高下田、中通、五味、和田、花原貝野平で登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は19筆の35,621平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和14年12月31日までの賃貸借の再設定を行うものです。いずれも地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号91番、92番、99番から112番について説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお願いいたします。受付番号91番、まず安井委員さん、92番、梶原委員さん、99番から112番まで中田委員さん、よろしく願いをいたします。

安井推進委員

推進委員の安井です。91番について説明します。位置図は1ページとなります。国道186号線を一本右側に入ったところにあります。網かけの間を南に行きますと、上田宗箇ゆかりの「岩舟の水」、150メートルぐらい右に行くところとすぐそれがあります。2月17日、古川委員、神鳥委員、事務局2名と現地調査を行いました。位置図にありますように、借手の〇〇さんと、貸手の〇〇さんはご近所で、〇〇さんが高齢となり、耕作が困難となった自宅付近の農地について、〇〇さんに耕作を依頼されたものです。〇〇さんは浅原地域で約〇〇ヘクタールの農地を耕作されており、地域の中核農業者として、耕作放棄地となりかねない農地を集積しながら規模拡大を実行し、地域としても大変期待ができる存在です。現地調査のときは、田起しなど、今年の作付準備を進められていることが確認できましたし、特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしく願います。

議長

梶原さん。

8 番委員

8 番の梶原です。番号 9 2 番についてご報告をいたします。
この農地は、実は昨年まで〇〇が耕作していたものを、引き続いて〇〇さんが耕作しようと言ってくださいました。地図は 2 ページになります。面積を見ていただきますと、2 筆で 4, 6 3 1 平米ということですが、実際に利用する水張り面積は 3, 3 0 0 ということで、それに付随した市道の法面と合わせますと、1, 5 0 0 平米ぐらいの法面積があります。この地区におきましては、この〇〇さんもそうですが、平谷出身ではございますが、地区外に居住されておられます。そして、そこの集落の農業者の全体からいいますと、地元に住まわれておられる方が、2 割から 3 割はないぐらいで、あとは全てここ出身の地区外者が耕作されているということです。それも全て定年者が多くありまして、これから先がどうなるかということで、もう 3、4 年前から事務局等で話し合っ、地区の代表者を集めてお話をしたこともございます。そして、新規就農者を迎え入れるということが非常に困難であります。市道と県道の法面、耕作地に面した、そうした農道とか県道の法面は、その面した人が管理するというようにしておられます。中山間等の直接支払でもって、平米当たり〇〇の燃料代ぐらいを補助して、刈ってもらっているというようなこともやっておられます。それからここで人・農地プラン地域計画を策定するというに関しまして、そうした受けてくれる担い手、あるいは担い手組織、〇〇ですが、それもなかなか受けてもらいにくいということで、そのプランの策定も困難ですので、もし担い手があつたにしても、そこでの経営体にもなりにくいということで、これからのこの農地の管理ということに地域としても苦慮されておられます。人・農地プランの策定に関しては、市、あるいは農協等も一緒に話合いに加わっていただきたいと思っております。それから、この〇〇さんにつきましては、自分の自宅や、ご兄弟 3 人で遊休農地も含めて自分らの農地を管理されているということです。〇〇を過ぎておられますけども、〇〇を過ぎて若手ということでやっておられますので、地域としてもこの方にはかなりの期待をされているという事です。それでも、もう先が見えているので、これからの事を良い知恵があれば、皆さんからお貸しいただきたいと思っております。長くなりましたが、これで一応この説明を終わります。

1 番委員

1 番の中田です。番号 9 9 番について説明いたします。地図は 7 ページです。2 月の 2 0 日に岡委員、倉本推進委員、事務局とで現地に行きました。利用権の設定を受ける者、〇〇さんはハウレンソウを中心とした専業農家です。認定農業者にもなっており、現地のその辺にもハウスも建っており、特に問題はないと思っております。よろしく願いいたします。それから、番号 1 0 0 番ですが、1 0 0 番から 1 1 2 番については、利用権の設定を受ける者が同一ですので、併せて説明をいたします。同じく 2 月の 2 0 日に岡委員、倉本推進委員、事務局とで現地に行きました。地図

	<p>は 8 ページから 10 ページになっております。〇〇さんは水稻を中心とした専業農家で、同じく認定農業者となっております。再設定ということですので、それに昨年も栽培をされており、特に問題はないと思います。どうぞ審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま地元委員の意見がありました。特に 92 番の梶原さんについては、いろいろご説明がありましたし、今後の農地管理等についても、含めての説明でありました。特にこの平谷地区は圃場整備をされたのですが圃場の法面積が大きくて、大変で苦労されているのが現実です。そして、大きな縁石、青石がありますので大変な地域であります。今回、新しく〇〇さんが受けてもらえるということであれば幸いだと思えます。</p> <p>それでは、この案件につきまして、皆さんからのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。ご意見ないですか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第 10 号についてのうち、番号 91、92、番号 99 から 110 について承認することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 10 号についてのうち、ただいま申し上げましたように、91、92、99 から 112 番について承認することに決定をいたします。</p> <p>それと同じく議案 10 号ですけれども、そのうち番号 93、94 について議案とします。議席番号 6 番の古川委員のご退席をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">＝古川委員 退席＝</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 10 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借についてのうち、番号 93 番、94 番について説明させていただきます。議案書は 3 ページ、4 ページになります。位置図は 3 ページになります。</p> <p>番号 93 番、94 番は利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。</p> <p>農地の所在地は、浅原字小川、登記地目は田です。関係者は、議案記載のとおりです。面積は 7 筆の 5, 821 平方メートルで、利用目的は田及び畑で、水稻とパイアなどを栽培しており</p>

	<p>ます。期間は、公告日から令和10年3月31日までの使用貸借の再設定及び新規設定を行うものです。</p> <p>いずれも地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号93番、94番について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。安井委員さん、93、94お願いをいたします。</p>
安井推進委員	<p>安井です。よろしく申し上げます。93番、94番につきましては、受ける方が〇〇さんと同一ですので、一緒に説明をいたします。位置図は3ページとなります。場所は浅原字小川となっておりますけれども、これは地区の名称でいきますと、小田原と書いた「こたばら」というところですか。地図を見ていただきますと、国道186号線、左折をするのですが、その左折の角っこに2月23日、中国新聞に載りました市の重要文化財になっております、〇〇があります。その左折してすぐのところですか。そこから〇〇に向かって西のほうに上がっていきますと、地図の網かけのところになります。2月17日神鳥委員、事務局2名と現地調査を行いました。93番につきましては、これまでの利用権設定を引き続き設定されるということです。そして、94番につきましては、〇〇さんの農地を小田原地区内で別の方が借りて耕作されていた農地ですが、その方が高齢により作付できなくなったことから相談があり、〇〇さんが借り受けて耕作されることとなったものです。2件とも特に問題はないと思います。〇〇さんが受けていただけるということで、地区の者としては非常に安心しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、これにつきまして皆さんからのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第10号についてのうち、93、94番について承認することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第10号についてのうち、93、94番</p>

	<p>について承認することに決定をいたします。 古川さん、席へお戻りください。</p> <p style="text-align: center;">＝古川委員 復席＝</p>
議長	<p>それでは、同じく議案第10号についてのうち、番号95番から98番について議案といたします。 議席番号1番の中田委員さんのご退席をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">＝中田委員 退席＝</p>
議長	<p>それでは事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の 利用権貸借についてのうち、番号95番から98番について説明させていただきます。 議案書は4ページ、5ページ、位置図は4ページから6ページになります。 番号95番から98番は利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。</p> <p>農地の所在地は、吉和字西小福、熊崎高下、上頓原、中頓原で、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は7筆の8, 256平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日から令和14年12月31日までの、賃貸借の再設定を行うものです。いずれも地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号95番から98番について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。受付番号95、全部ですね、96、97、98は岡委員さんお願いします。</p>
5番委員	<p>5番の岡です。2月20日に現地を見てまいりました。4件とも地図は4ページ、5ページ、6ページです。いずれも利用権の設定を受ける者が同一のため、まとめて説明していきたいと思えます。4件とも〇〇さんがされておられます。再設定でもありますので、何ら問題はないと思えますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>これについて、ご意見、ご質問等があればお願いしますが、これについては再設定という説明もございましたので、もうすぐ皆さんに採決を申し上げたいと思えますが、議案10号のうち、95番から98番について承認することに異議ございませんか。</p>

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第10号のうち、95番から98番について承認することに決定をします。

中田さん席にお戻りください。

＝中田委員 復席＝

議長

それでは議案第11号に移ります。

農地法第3条の規定による許可申請について、議案とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。

議案書は12ページ、13ページ、位置図は11ページから13ページになります。番号16番から18番は譲受人が一緒のため、まとめて説明させていただきます。

農地の所在地は、丸石4丁目、登記地目は畑です。面積は3筆の2, 282平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は番号16番、18番については労力不足により耕作困難なため、番号17番については遠方で耕作困難のため、譲受人は移住する自宅に近い親戚の農地を引き継ぐため、有償の所有権移転です。

次に番号30番、農地の所在地は、大野字下灘、八坂、登記地目は田です。面積は4筆の3, 041平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は労力不足により耕作困難のため、譲受人は廿日市市内にある自宅に近く新たに農業を始めるため、有償の所有権移転です。なお、譲受人は広島市農林水産振興センターの農業担い手育成研修を1年間受講しております。

次に番号35番、農地の所在地は、宮内字野稻原、渡果、登記地目は田です。面積は4筆の626平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は自宅の売却に伴い農地も売却するため、譲受人は購入する自宅に近く新たに農業を始めるため、有償の所有権移転です。なおこちらの農地は、令和5年1月総会で空き家バンクに附随する農地として承認されたものであります。

以上で、議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。

それでは、受付番号16番、17番、18番、30番を山田委

員さんをお願いをいたします。35を中山委員さんをお願いします。

10番委員

10番の山田です。16、17、18番が譲受人が一緒のため、同時に一括して説明いたします。地図は11ページです。2月3日に、推進委員の吉田委員と、それから事務局、3名で現地を確認いたしました。譲渡人と譲受人は親戚関係にありまして、譲渡人は女性で、しかも高齢ということで、農地の維持管理が難しくなったというところがございます。譲受人は現在兵庫県のほうに住んでおられるということですが、大野への移住を考えており、家もあるということで、農地を引き継いで管理をしようと考えられたということです。農地としては今、三段の広い段々畑の様子で、栗の木が植えてありますが、継続して管理されるということで、問題はなく、良いことではないかと思えます。ひとつよろしくをお願いいたします。それから、その次の30番ですが、地図は12ページです。2月14日、推進委員の吉田委員と、事務局との3人で現地を確認しております。譲受人は、先ほど事務局からも話がありましたように、広島市農林水産振興センター、農業担い手育成研修、これを1週間受講されております。廿日市での農地の取得を考えていたところがございます。現在は住所である広島市で家庭菜園的なことをされておられるということですが、ここにも家があるということで、廿日市を拠点にして各種の野菜を作りたいということがございます。農地そのものは今現在、作物の作付がされていないのですが、譲渡人が草刈り等の管理はされておりまして、今後野菜作りをするというところについては何も問題はないと思えます。これもひとつよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。中山委員さんお願いします。

4番委員

4番の中山です。2月21日、岩本委員、事務局2名と現地調査をしました。これは13ページですけれど、空き家バンクということで、六本松の〇〇さんという人が買われるのですけれど、非常に若くて、空き家の前の農地を見ましたが、もう耕運機をかけて、きれいにされております。問題ないと思えますので、審議のほうよろしくお願いします。

議長

それでは、地元担当委員の意見がございました。これにつきまして、皆さんからの意見を求めます。
ご意見ございませんか。

《委員より質疑等なし》

議長

ご意見ないようでありますので、お諮りをします。
議案第11号について、許可することに異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第11号について、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明させていただきます。

議案書は14ページ、位置図も14ページになります。番号19番、農地の所在地は原字下河末、登記地目は田です。面積は2筆の889平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、住宅として利用するための申請ですが、申請人の先代が農地転用の手続を行わず、住宅として利用していたもので、顛末書が提出されております。

以上で、議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。

岡村委員さんをお願いします。

岡村推進委員

推進委員の岡村です。19番について説明させていただきます。2月21日に事務局1名と沖村委員と計3名で現地確認を行ってまいりました。地図は14ページです。先ほど説明がありましたとおり、先代の方も住宅として使われていたということで、周りも何軒か家があるのですが、その周り全て農地で、今までどおり使われていたみたいなので問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

これについて、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。よろしいでしょうか。

《委員より質疑等なし》

議長

ご意見がないようですので、お諮りをします。議案第12号について、許可することに異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第12号について許可することに決定をいたします。

事務局	<p>続きまして、議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案とします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は15ページ、位置図は15ページ、16ページになります。</p> <p>番号26番、農地の所在地は、津田字東河本の第2種農地で、登記地目は田です。面積は、1筆の264平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、住宅及び駐車場として利用するための申請です。</p> <p>次に番号31番、農地の所在地は、原字半明原の第2種農地で、登記地目は田です。面積は1筆の452平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、住宅及び駐車場として利用するための申請です。</p> <p>いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。</p> <p>以上で、議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。</p> <p>26番、木浦委員さん、31番、岡村委員さん、よろしく願いします。</p>
2番委員	<p>2番、木浦です。番号26番の現地調査の結果を報告します。地図は15ページになります。この網かけの右上が津田小学校で、県道の左へ行くと吉和ということになります。現地は比較的人家が多くて、この辺りの田は1枚当たりの面積も割と大きくて、日当たりの良いところになります。申請人は親子ということで、2月16日河野会長、神鳥委員、事務局2名と、それから父親の〇〇さんの理解を受けて、現地調査をしました。息子さんが親元に帰ってきて、住宅を建てるということで、周辺は父親の農地ということで、問題はないと思います。審議のほどよろしく願いいたします。</p>
岡村推進委員	<p>推進委員の岡村です。31番についてご説明させていただきます。2月21日、事務局1名、沖村委員と私の3名で行ってまいりました。地図は16ページです。場所ですけれども、国道433号線、湯来方面へ向かって行った場所になるのですが、近くにケアハウスまごころ半明がある近くになります。この表を、議</p>

	<p>渡人の〇〇さん、それから譲受人の〇〇さんですけれど、お二人は親子関係で、〇〇さんが娘婿さんになります。帰ってきて、家を建てて、農地をお手伝いするというのを伺っておりますので、場所もすぐ近くにこの中谷さんの家もありますし、こちらに家を建てても問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、それぞれ地元担当委員のご説明がございました。これにつきまして、皆さんからのご意見等をお願いをいたします。よろしいでしょうか。ご質問ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>意見がないようですので、お諮りをします。議案第13号について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第13号について許可することに決定をいたします。</p> <p>それでは報告に入ります。</p> <p>報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告をします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明させていただきます。議案書は16ページから19ページ、位置図は11ページと17ページから22ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和5年1月11日から令和5年2月10日までの間に受理した9件です。議案の朗読は省略させていただきます。番号14番については譲渡人である廿日市市の前の所有者が住宅として利用していたため、顛末書が提出されております。</p> <p>いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。</p> <p>以上で報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>報告について、事務局から説明がありました。これについて、質疑等があればお願いします。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>

議長	<p>質疑がないので報告を終わります。</p> <p>それでは本日の総会はこれで終わらせていただきまして、次回は4回農業委員会総会は4月7日金曜日、場所はさいきの文化ホール、多目的ホールで行いますので、そのほうへお間違いのないように来てください。よろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上で議案につきましては、本日は終わりにいたします。</p> <p>慎重審議をいただきましてありがとうございました。</p>
----	---

(閉会 午前11時10分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年4月7日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長） _____

廿日市市農業委員会委員（6番委員） _____

廿日市市農業委員会委員（8番委員） _____